

姫路市公告第 203号

令和 7年 5月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路農業振興地域整備計画の変更案の縦覧等について

姫路農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について変更理由を付して、この公告の日の翌日から起算して30日間（令和7年6月13日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に本市の住民は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更案に対して、本市に意見を提出することができる。

また、農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（令和7年6月28日まで）に本市にこれを申し出ることができる。

1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内

に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。ただし、特定の個人を識別しうる情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、農業振興地域整備計画の変更公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ農業振興地域整備計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

なお、その際には、農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送又は持参による提出のみとする。提出期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日（以下「提出期限日」という。）とする。

なお、郵送によるものは提出期限日の消印のあるものまで、持参によるものは提出期限日の午後5時20分までに持ち込まれたものを提出期限内に提出されたものとする。

郵送先：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

持参による窓口：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うこと。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次に掲げる事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類、その者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日